

自治会への補助制度（令和8年度実施分）

令和8年度実施分

制 度 名	自治会運営費交付金
制 度 概 要	<p>自治組織の自主的な活動を促進し、良好な地域社会の発展に資するため、以下の事業を実施する市内の自治会に対し、予算の範囲内において交付金を交付します。</p> <p>(1) コミュニティの振興を図る事業 (2) 市政に関する広報及び広聴に係る事業 (3) 安心・安全のまちづくりを推進する事業 (4) 保健・福祉を推進する事業 (5) 環境衛生・環境美化を推進する事業 (6) 青少年健全育成に係る事業 (7) その他市長が必要と認める事業</p>
補 助 金 の 額	<p>① 均等割：50,000円 ② 世帯割：1,995円×4月30日現在の自治会加入世帯数 ③ 女性登用（自治会長、副自治会長、会計に女性を登用した場合に交付）</p> <p>※①～③の合計額を交付</p>
提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ・ 一括納入の集合住宅等一覧表
提 出 期 限	5月中旬
備 考	申請案内は別途送ります。
提 出 先 及 び 問 合 せ 先	<p>市民課 協働共生係（市役所1階東側） TEL 053-576-1213 Email kyodo@city.lg.jp</p>

自治会運営費交付金について

(市民安全部市民課)

1 概要

自治会運営費交付金は、自治会加入世帯数等を基礎として算出します。

2 交付額の算出について

交付金については、次の①+②+③の合計額を交付します。

なお、交付決定額は**予算の範囲内**とし、算出された交付額を満額支給できない場合もあります。

- ① 均等割：50,000 円
- ② 世帯割：自治会加入世帯数×1,995 円
- ③ 女性登用加算：上限額は200,000 円

3 自治会加入世帯数の算定について

【前提】 各自治会の運営方針や活動実態等の現況に即し、以下の基準に則って算定し、申告してください（あくまで、申告制です）。

【基準日】 4月30日

【世帯数】 会費を納入している世帯数（原則）
(加入の有無を把握できておらず、会費の納入もない場合は、算定することができません。)

■世帯分離の場合■

同一敷地内に居住しており、親世帯・子世帯で世帯分離している場合の原則的な算定の考え方を以下のとおり示します。

(例) 自治会費 6,000円/世帯 の場合

[交付金算定世帯数を1世帯と算定する場合]

	自治会参画	自治会への納入金額	自治会費の請求先
①	1世帯	6,000円	親世帯：請求なし 子世帯：6,000円 ※親子逆の場合もあり
②	1世帯	6,000円	親世帯：3,000円 子世帯：3,000円

[交付金算定世帯数を2世帯と算定する場合]

	自治会参画	自治会への納入金額	自治会費の請求先
③	2世帯	12,000円	親世帯：請求なし 子世帯：12,000円 ※親子逆の場合もあり
④	2世帯	12,000円	親世帯：6,000円 子世帯：6,000円

原則、自治会に参画している世帯が何世帯あるかが、交付金算定世帯数の基準となります。公平性の観点から、参画世帯数に伴って自治会費が請求されるという一般的な考え方に基づいています。

上記以外にあてはまらない場合は、市民課担当までお問い合わせください。

※ 世帯分離と単一世帯の間に会費の違いを設けている場合等については、公平性や説明責任の観点からも、規約や細則に規定し、総会等で合意を得ておく必要があります。

⇒世帯分離と単一世帯の間に会費の違いを設けている場合は、申請書の加入世帯数内訳欄『ア. 一般』の『減額』欄へ世帯数を記入

■集合住宅（アパート・マンション）の場合■

会費の納入方法・請求にかかる事項については、自治会の考え方によりますので、市が介入するものではありません。あくまで、現在の実態に即した算定としてください。

※ 方法を変更することで負担が増え、住民の同意が得られなくなることも予想されますのでご注意ください。

①会員世帯数（入居世帯数）を把握している場合

→ 会員世帯数により算定

⇒ 集合住宅で会員世帯数を把握している場合、申請書の加入世帯数内訳欄『ア. 一般』へ世帯数を記入

②会員世帯数（入居世帯数）を把握していない場合で、管理会社等が入居の有無にかかわらず、会費を定額で一括して納めている場合

管理会社等が、入居の有無にかかわらず、会費を定額で一括して納めている場合

【世帯数の算定方法】

「管理会社等からの納入金額」÷「1世帯あたりの自治会費」

※ ただし、上限は、集合住宅全体の戸数（部屋数）

(例)

納入金額：10万円

自治会費：6千円

→10万円÷6千円=16.6 ⇒ 17世帯

※小数点以下は切り上げ

※全部屋数が仮に15であった場合は、部屋数が上限となりますので、15世帯となります。

⇒集合住宅で会員世帯数を把握していない場合、申請書の加入世帯数内訳欄『エ. 一括納入の集合住宅等』へ上記で算出した世帯数を記入

■減額・免除をしている場合■

高齢者独居世帯、障害者独居世帯及び長期入院による不在等の特別な事情により、会費を減額や免除している場合で、自治会が会員とみなしている世帯については、算定することができます。

※ 本来、会費を減額・免除している場合は、全額納入している世帯への説明責任を果たす意味において、規約や細則に規定し、総会等で合意を得ておく必要があります。

⇒特別な事情により、会費を**減額**している場合は、申請書の加入世帯数内訳記入欄『イ. 特殊事情による減額』へ世帯数を記入

⇒特別な事情により、会費を**免除**している場合は、申請書の加入世帯数内訳記入欄『イ. 特殊事情による免除』へ世帯数を記入

4 女性登用加算について

女性が地域活動等へ参画できる環境を整えるため、自治会役員に女性を登用しやすくするきっかけづくりとして、女性を自治会役員に登用した場合は、自治会運営費交付金に加算する制度で、予算の範囲内で支給します。

【制度内容・交付額】

自治会三役（自治会長、副自治会長及び会計）に女性が選任された場合に、**1自治会当たり 200,000 円（年額）**を上限に交付金を加算します。

- ①自治会長 100,000 円
- ②副自治会長、会計 女性1人当たり 50,000 円

Q：副自治会長の枠を一人増やして女性を登用することは可能か。

A：自治会で必要と認められるのであれば、枠を増やすことは構わない。ただし、交付金をもらうためだけに役員を選ぶのではなく、他の役員と同様に自治会活動に積極的に関わり、役員の実績を果たしていただきたい。

役員の数に関しては、自治会の規約で定められていることと思うので、自治会で話し合っ決めていただきたい。

5 申請時の必要書類

【①交付申請書】 ※すべての自治会

会員世帯数の総数と内訳を記載していただき、申請書（様式あり）を提出していただきます。

※（例）

自治会加入世帯数	208 世帯		
	内訳	ア. 一般	基本額
減額			30 世帯
イ. 特殊事情による減額		10 世帯	
ウ. 特殊事情による免除		5 世帯	
エ. 一括納入の集合住宅等		36 世帯	

【②事業計画書】

総会資料等

【③収支予算書】

総会資料等

【④一括納入の集合住宅等一覧表】 ※一部の自治会

集合住宅で、管理会社等が入居の有無に関わらず会費を定額で一括して納めている場合は、その一覧表を申請書に添付していただきます。

記載例

※《一括納入の集合住宅等一覧表》

集合住宅名	一括納入額計 (A)	自治会費 ※1世帯あたり (B)	世帯数(C) A÷B	部屋 数 (D)	算定 世帯数
マンションこさいA	72,000 円	6,000 円	12 世帯	10	10 世帯
マンションこさいB	48,000 円		8 世帯	10	8 世帯
マンション〇〇	48,000 円		8 世帯	8	8 世帯
●●ハイツ	24,000 円		4 世帯	5	4 世帯
コーポ△△	36,000 円		6 世帯	6	6 世帯
合計	228,000 円		38 世帯		36 世帯

Q&A

Q1：自治会加入世帯数とは、いつ時点の加入数を指すのか？

A1：自治会加入世帯数は、4月30日時点を基準とします。

前年度の収支決算書記載の加入世帯数と比較し、増減が大きい自治会については、事情を確認させていただく場合があります。よって、毎年の自治会の収支決算書の会費備考欄等には会費及び加入世帯数を必ず記載してください。

Q2：交付金算定における自治会加入世帯数の定義は？

A2：自治会加入世帯数は、自治会ごとに従来からの考え方（単位）がありますので、市が定めるものではなく、原則、自治会が認めた世帯によります。

ただし、市が交付金を算定するに当たって申告していただく世帯数は、以下の基準に則ってください。

※ 未加入のため、会費を徴収していない世帯は、加入世帯数とは数えません。

ア 会費の納入世帯（一般）

イ 会費の減額世帯（一部免除）

高齢者独居世帯・障害者独居世帯等特別な事情があり、自治会が規約・細則により認めているもの

ウ 会費の免除世帯（全部免除）

高齢者独居世帯・障害者独居世帯等特別な事情があり、自治会が規約・細則により認めているもの

エ 会費一括納入の集合住宅

管理会社等が、入居の有無にかかわらず、会費を定額で一括して納めているもの

■世帯数の算定方法■

「管理会社等からの納入金額」÷「通常の1世帯あたりの自治会費」で算定した数（※ただし、集合住宅の戸数（部屋数）を上限とします。）

Q3：一般会費の納入世帯以外にも、減額（一部免除）や全部免除をしている世帯を加入世帯としてカウントしてよいのか？

A3：高齢者独居世帯、障害者独居世帯及び長期入院による不在等の特別な事情により、会費を減額や全額免除している場合で、自治会が会員とみなしている世帯については、算定することができます。ただし、規約や細則により、そのことについて、規定してください。

Q 4 : 親世帯・子世帯で世帯分離しているが、自治会との従来からのお付き合い（例：奉仕活動など）は、1世帯であり、一般世帯と同じ（1世帯分の）会費しか納入していない場合は、どうなるか？

A 4 : 1世帯となります。

交付金は、自治会活動の推進が目的にあることから、あくまで、自治会に参画している世帯が、何世帯あるかということに基づいています。親世帯・子世帯のいずれかの会費を免除している場合や一般会費の半額ずつを負担している場合は、会費の納入手法が違っただけで、自治会への参画は、1世帯であることに変わりはありません。そのため、その場合についても1世帯と数えます。

ただし、従来からお付き合い（自治会への参画）が2世帯であり、自治会が認めている場合は、2世帯として数えることができます。

Q 5 : 加入世帯数分しか交付金が出ないということは、広報こさいや回覧物は未加入世帯には配布しなくてもよいという認識でよいか？

A 5 : 未加入のため会費は徴収していないものの、広報等を配布している世帯については、加入世帯数とは数えません。このような未加入世帯を減らしていくようご尽力をお願いするところではございますが、今までどおり可能な限りご協力いただきたいと思いますと考えております。未加入世帯への加入呼びかけや啓発物の作成等、情報発信をしていただく事業を行っていただける場合は、「自治会地域活動補助金制度」を創設しておりますので、ぜひそちらをご利用ください。

なお、市からの広報等配布物については、最寄りの公共施設で取得できるほか、湖西市ウェブサイトにも掲載し、閲覧できるようにしております。

Q 6 : 実際の自治会活動では、災害時の対応など、自治会の加入世帯のみを対象としたものばかりではないが、そのあたりについて、市はどう考えるか？

A 6 : 災害時の対応については、自主防災会への交付金を住民基本台帳世帯数で交付しており、全世帯を対象としております。自治会運営費交付金の目的は、自治会活動の推進にあることから、自治会に参画していない世帯数を算出の基礎に入れてしまうことで、いつまでも自治会への参画が期待できないことにもつながります。

また、財政事情が厳しい状況下において、市の限られた財源をより効果的に用いる必要があると考えています。